

小金井市情報公開条例及び  
個人情報保護制度の  
運用状況  
令和6年度

令和7年6月

総務部総務課情報公開係

# I 情報公開条例の運用状況

情報公開条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

令和6年度の公開請求は124件で、前年度に比べると29件増加しました。

## 1 情報公開請求件数

### (1) 実施機関別件数 合計 130件

実施機関	件数	実施機関	件数
市長	85	農業委員会	0
教育委員会	40	固定資産評価 審査委員会	0
選挙管理委員会	2	議会	2
監査委員	1	土地開発公社	0

### (2) 主管課別件数 ※ 1件の請求が複数の主管課になる場合があります。

主管課	決定件数	主管課	決定件数
企画政策課	13	保育課	7
広報秘書課	4	児童青少年課	3
総務課	6	こども家庭センター	1
地域安全課	3	都市計画課	7
職員課	3	まちづくり推進課	1
管財課	9	道路管理課	4
市民課	5	建築営繕課	2
コミュニティ文化課	1	交通対策課	7
経済課	1	区画整理課	5
保険年金課	1	庶務課	7
資産税課	3	学務課	2
環境政策課	7	指導室	6
ごみ対策課	3	生涯学習課	22
下水道課	4	図書館	2
地域福祉課	1	公民館	8
自立生活支援課	3	選挙管理委員会事務局	2
介護福祉課	7	監査委員事務局	1
健康課	4	議会事務局	2
子育て支援課	1		

## 2 請求に対する決定内容

(単位：件)

実施機関	公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間 延長中	存否応答 拒否	合計
市長	32	60	24	(22)	0	0	116
教育委員会	6	32	9	(8)	0	0	47
選挙管理委員会	1	1	0	(0)	0	0	2
監査委員	0	1	0	(0)	0	0	1
農業委員会	0	0	0	(0)	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	(0)	0	0	0
議会	0	2	0	(0)	0	0	2
土地開発公社	0	0	0	(0)	0	0	0
合計	39	96	33	(30)	0	0	168

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

3 非公開（一部公開を含む。）情報の適用除外事項別内訳  
(情報公開条例第5条各号該当)

適用除外事項	件数
法令秘情報	6
個人情報	54
法人等情報	58
国等関係情報	0
狭義の市政運営情報	3
公共の安全及び秩序維持情報	1
不存在（請求対象情報不存在）	48

※ 1件の非公開（一部公開）決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

情報公開制度では、実施機関が保有している市政情報は公開が原則となりますが、条例第5条の各号において、原則公開の例外として公開しないことができる範囲（適用除外事項）を定めています。

## (1) 法令秘情報

法令等の規定で明らかに公開することができないと認められる情報

## (2) 個人情報

個人に関する情報で一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められる情報

## (3) 法人等情報

法人等の事業活動等を著しく害すると認められる情報

## (4) 市政運営情報

ア 国等関係情報

国等との間における当該事務事業の適正な執行に著しい支障があると明らかに認められる情報

イ 狭義の市政運営情報

事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が明らかに認められる情報

(5) 公共の安全及び秩序維持情報

人の生命、財産等の保護や公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかな情報

4 請求者区分別請求件数

区 分	件 数	請求者数
市内に住所を有する個人	79件	17人
市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	0件	0人
市外に住所を有する個人	22件	13人
市外に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	23件	19人
合 計	124件	49人

5 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、審査請求をすることができます。なお、令和6年度の審査請求は6件でした。

6 公開請求の内容及び処理状況

公開請求の内容及び処理状況は、別添資料1のとおりです。

7 情報提供の状況

情報提供は多種多様であり、市の財政状況や人口に関する統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

## II 個人情報保護制度の運用状況

令和4年度まで、本市の条例により個人情報の取扱いがなされていましたが、個人情報を含めた情報のデジタル化を促進するために、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、令和5年4月1日から全国共通のルールとして一律に適用されることとなりました。

1 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱登録簿の作成状況

個人情報保護法第75条により個人情報ファイル簿の作成及び小金井市個人情報保護条例（令和4年条例第31号）第3条により個人情報取扱登録簿の作成がそれぞれ義務付けられました。作成状況は、(1)及び(2)のとおりです。

## (1) 個人情報ファイル簿の作成状況 (単位：件)

市の機関	前年度末の 作成数	年度中の作成内訳			年度末の 作成数
		新規	廃止	変更	
市長	75	4	2	7	77
教育委員会	5	0	0	0	5
選挙管理委員会	1	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0
合計	81	4	2	7	83

## (2) 個人情報取扱登録簿の作成状況 (単位：件)

市の機関	前年度末の 作成数	年度中の作成内訳			年度末の 作成数
		新規	廃止	変更	
市長	120	8	0	1	128
教育委員会	5	0	0	0	5
選挙管理委員会	2	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0
合計	127	8	0	1	135

## 2 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用、提供の状況

保有個人情報は、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないとされていますが、個人情報保護法第69条により、①法令に基づく場合、②本人の同意があるとき、③法令（条例を含む。）の定める所掌事務もしくは業務を遂行するため必要な場合、④専ら統計の作成又は学術研究の目的のため、本人の利益になるとき、その他特別の理由があるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しない範囲で、目的外に利用し、又は提供をすることができるとされています。

令和6年度における保有個人情報の目的外利用、提供は、別添資料2のとおり516件ありました。

目的外利用、提供の根拠の内訳は、法令に基づく場合が389件、本人の同意が82件、法令（条例を含む。）の定める所掌事務等が34件、統計の作成又は学術研究の目的、本人の利益、特別の理由によるものが11件となっています。

目的外利用、提供されている最も多い根拠は、法令に基づく場合であり、利用目的の主なものは、税の賦課徴収業務、生活保護関係業務等となっています。

なお、住民基本台帳法の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、市民課において公表しています。

### 3 保有特定個人情報の目的外利用の状況

保有特定個人情報は、法令や条例に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用することとされていますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り、利用が認められています。

令和6年度における保有特定個人情報の目的外利用は、ありませんでした。

### 4 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市が保有する自己を本人とする保有個人情報は、開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止をそれぞれ請求する権利が保障されています。

令和6年度の開示等の請求は26件で、その内容は別添資料3のとおりです。

(単位：件)

市の機関	請求件数	開示	部分開示	非開示	訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止	訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止せず	存否応答 拒 否
市長	25	17	7	4	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
合計	26	17	8	4	0	0	0

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

### 5 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止の請求に対する市の機関の決定に不服がある場合は、審査請求をすることができます。なお、令和6年度はありませんでした。

### 6 民間部門での個人情報の取扱い等の規定について

令和4年度まで、市から個人情報に係る事務処理を受託した者、指定管理者は、本市の条例に基づき個人情報を取扱うこととされておりましたが、制度改正により、令和5年4月1日から個人情報保護法に基づき、取扱うこととなりました。

### Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求による実施機関の決定及び自己に関する保有個人情報の開示等請求による市の機関の決定に対して不服がある場合に行われた審査請求を公平、客観的に審査する第三者救済的機関として、情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

審査請求を受けた実施機関及び市の機関は、当該審査請求について本審査会に諮問をし、その答申を尊重して決定又は裁決をすることが定められています。

#### 1 審査請求の諮問状況

令和6年度は、令和6年3月、5月、7月及び11月に審査請求のあった6件を諮問し、審査会を開催しました。

事 件 番 号	処 分 庁	原 処 分	件 名	審 査 請 求 年 月 日	諮 問 年 月 日
令和5年度第5号（情報公開請求）	市 長	非公開 決 定	市立保育園廃園の専決処分を違法とした東京地方裁判所の判決	令和6年 3月15 日	令和6年 8月26 日
令和6年度第1号（情報公開請求）	市 長	一 部 公 開 決 定	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の令和6年2月22日の「判決」の中の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされていることがわかる文書一式	令和6年 5月6日	令和6年 8月26 日
令和6年度第3号（情報公開請求）	市 長	一 部 公 開 決 定	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件に係る執行停止申立事件について裁判所の決定一式。決裁文書等を含む。	令和6年 7月16 日	令和6年 10月3 0日
令和6年度第1号（情報公開請求）	教 育 委 員 会	一 部 公 開 決 定	2023年中に行われた「小金井市民体育祭ゴルフ大会」について ①開催概要、実施要項 ②参加者募集における参加申込の個票および集計したもの ③参加申込者に対して行なった選別の課程のわかるもの（規約、個々の選別結果について理由のわかる根拠、選別結果をまとめたもの） ④大会においてかかった経費、支出および市からの補助金があればそれらを含めた決算書の類（市、小金井市ゴルフ協会、小金井市体	令和6年 7月16 日	令和6年 10月1 0日

			育協会など関係する団体におけるそれ) ⑤プレー費（キャディーフィー）の価格、ならびに積算根拠、この会費の流れのわかるもの		
令和6年度第2号（情報公開請求）	教育委員会	非公開決定	2024年第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会における令和6年7月1日～7月3日までににおける申し込み者の個票。（メール申込みなのでそれぞれの到着時刻のわかるもの）	令和6年7月16日	令和6年10月10日
令和6年度第5号（情報公開請求）	市長	一部公開決定	ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を認定するにあたっての ①起案書 ②外来生物拡散について問題なしとしたエビデンス資料（法律、指針、科学論文、専門家の意見、会議録等）	令和6年11月1日	令和7年2月10日

## 2 情報公開・個人情報保護審査会答申の状況

令和6年度は、3件の答申を行いました。答申の内容は、25ページ以下のとおりです。

事件番号	処分庁	原処分	件名	答申年月日	原処分に対する審査会の結論
令和4年度第9号（個人情報開示請求）	市長	一部開示決定	子ども家庭支援センターにて保有している請求人及び請求人の子に係る情報の全て	令和6年4月12日	妥当である。
令和5年度第1号（情報公開請求）	市長	非公開決定	新庁舎建設設計における免震耐震接合部分の設計図、シミュレーション結果、計算書類など業者から提供された技術資料の全て	令和6年4月12日	妥当である。
令和5年度第4号（個人情報開示請求）	市長	存否応答拒否決定	本市職員を分限審査委員会に掛けるよう〇〇課長に求めた事案の経過について	令和6年4月12日	妥当である。

### 3 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	6. 4. 12	○ 令和4年度第9号並びに令和5年度第1号及び第4号請求事件に係る答申決定
2	6. 10. 23	○ 令和5年度第5号及び令和6年度第1号請求事件の審議
3	6. 11. 19	○ 令和6年度第1号及び第2号(いずれも教育委員会)請求事件の審議 ○ 令和6年度第3号請求事件の審議 ○ 令和5年度第5号及び令和6年度第1号請求事件の継続審議
4	6. 12. 10	○ 令和6年度第1号及び第2号(いずれも教育委員会)請求事件の継続審議 ○ 令和5年度第5号並びに令和6年度第1号及び第3号請求事件の継続審議
5	7. 2. 17	○ 令和6年度第1号及び第2号(いずれも教育委員会)請求事件の継続審議 ○ 令和5年度第5号請求事件の答申案の確認

※ 当該審査請求に係る諮問書は、審査庁(審査請求担当部署)から本審査会事務局(総務課情報公開係)へ送付され、受理し、審査手続を行っています。

### 4 情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等	備 考
会 長	竹之内 一幸	武蔵野大学教授	
委 員	岩井 婦妃	弁護士	令和6年4月まで
委 員	栗山 れい子	弁護士	令和6年4月まで
委 員	南出 行生	弁護士	令和6年4月まで
委 員	石井 光太	弁護士	令和6年6月から
委 員	榎本 洋一	弁護士	令和6年6月から
委 員	真野 文恵	弁護士	令和6年6月から

## IV 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

令和6年度は、情報公開制度の運営や保有個人情報の適切な取扱いに関する重要事項など小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成10年条例第3号)第2条に基づく諮問事項の該当はなく、保有個人情報の管理に関する報告等のため、1回開催されました。

## 1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	7.3.17	1 報告事項 ○ 市政情報公開請求に対する存否応答拒否について ○ 個人情報の漏えい等に関する報告について ○ 個人情報ファイル簿の整備及び公表状況について ○ 個人情報取扱登録簿の整備状況について 2 その他 ○ 令和5年度小金井市情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について ○ その他当審議会に係る事項について

## 2 情報公開・個人情報保護審議会委員

職 名	氏 名	役 職 等	備 考
会 長	仮野 忠男	政治ジャーナリスト	
委 員	松行 彬子	元大学教授	
委 員	白石 孝	行政経験者	
委 員	井口 尚志	行政経験者	
委 員	本多 龍雄	元小金井市部長	
委 員	立川 明	小金井市商工会推薦	
委 員	町田 博司	小金井市教育委員会推薦	
委 員	中澤 武久	公募市民	
委 員	橋本 修	公募市民	
委 員	近藤 俊之	公募市民	
委 員	則武 辰夫	公募市民	令和7年2月まで
委 員	向井 信正	公募市民	

## V 情報公開・個人情報保護制度の充実

情報公開及び個人情報保護の両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修等を始め、情報公開、保有個人情報開示等請求による市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
1	R6.4.1	社会福祉法人聖ヨハネ会および運営する特別養護老人ホームに対し、市が発出した指導書 また、同法人とその施設関係者と介護福祉課が実施した面談記録とその面談内容を示した文書。	社会福祉法人聖ヨハネ会及び運営する特別養護老人ホームに対して実施した面談記録とその面談内容を示した文書	一部公開	介護福祉課	不存在
2	R6.4.8	・市立保育園廃止処分取消等請求事件にかかる判決及び控訴についての顧問弁護士の見解が判る市政情報 ・本年2月26日に市長が市立保育園保護者と面談した際の市長及び同席した職員のメモ類全て	令和6年2月26日に市長が市立保育園保護者と面談した際の市長及び副市長のメモ類すべて 市立保育園廃止処分取消等請求事件にかかる判決及び控訴についての顧問弁護士の見解が判る市政情報 令和6年2月26日に市長が市立保育園保護者と面談した際の保育課関係職員のメモ類すべて	非公開 非公開 非公開	広報秘書課 総務課 保育課	不存在 不存在 不存在
3	R6.4.9	仮換地指定状況図(9街区)	東小金井駅北口土地区画整理事業(仮換地指定状況図(9街区))	公開	区画整理課	
4	R6.4.11	下水道課 下水道施設自費工事申請に必要な添付書類すべて 小金井市〇町〇丁目 申請日令和〇年〇月〇日付	令和〇年〇月〇日付け、〇町〇丁目〇番地に係る下水道自費工事申請書	一部公開	下水道課	2号個人情報 3号法人情報
5	R6.4.15	添付資料①②におけるココがさしめす「協議」についての議事録、メモ、ならびに開催日時、出席者のリスト等の情報	添付資料①②におけるココがさしめす「協議」についての議事録、メモ、ならびに開催日時、出席者のリスト等の情報	非公開	ごみ対策課	不存在
6	R6.4.17	東小金井駅北口土地区画整理事業仮換地指定状況図19番地	東小金井駅北口土地区画整理事業(仮換地指定状況図(19街区))	公開	区画整理課	
7	R6.4.19	(福)聖ヨハネ会及び桜町聖ヨハネホームの関係者に実施したヒアリング資料の一切	社会福祉法人聖ヨハネ会及び桜町聖ヨハネホームの関係者に実施したヒアリング資料の一切	一部公開	介護福祉課	3号法人情報
8	R6.4.19	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の令和6年2月22日の「判決」中の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされていることがわかる文書一式	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の令和6年2月22日の「判決」中の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされていることがわかる文書一式	一部公開	総務課	1号 2号個人情報 3号法人情報
9	R6.4.26	道路管理課 電柱の設置位置 武蔵野支社 立川支社 担当エリアのわかるもの	電柱の設置位置について、武蔵野支社と立川支社の担当エリアのわかるもの	非公開	道路管理課	不存在
10	R6.5.2	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の訴訟記録の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てに対する裁判所の決定一式。決裁文書等を含む。	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件の訴訟記録の秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てに対する裁判所の決定一式。決裁文書等を含む。	一部公開	総務課	1号 2号個人情報 3号法人情報
11	R6.5.2	令和6年3月4日付「小総総発第148号」を決裁した文書一式	令和6年3月4日付「小総総発第148号」を決裁した文書一式	公開	総務課	
12	R6.5.7	小金井市の全市立中学校における、生徒の服装、装飾品、頭髪、化粧、乗り物、校外活動等の外見や言動に関して定めた校則に相当するルールが記載された文書一切の公開	小金井市の全市立中学校における、生徒の服装、装飾品、頭髪、化粧、乗り物、校外活動等の外見や言動に関して定めた校則に相当するルールが記載された文書一切	公開	指導室	
13	R6.5.17	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件に係る執行停止申立事件について裁判所の決定一式。決裁文書等を含む。	小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件に係る執行停止申立事件について裁判所の決定一式。決裁文書等を含む。	一部公開	総務課	1号 2号個人情報
14	R6.5.23	消防団出勤手当の請求に関する調査報告書のWeb公開について ①当該資料の掲載にかかる起案書の類 ②当該資料の掲示日数にかかる起案書ならびにその日数を決めた根拠のわかるもの ③Web公開にかかる規定、条例など規約の類	Web公開にかかる規定、条例など規約の類(小金井市ホームページ掲載事務処理マニュアル) 消防団出勤手当の請求に関する調査報告書のWeb公開について ①当該資料の掲載にかかる起案書の類 ②当該資料の掲示日数にかかる起案書ならびにその日数を決めた根拠がわかるもの	公開 公開	広報秘書課 地域安全課	
15	R6.5.23	小金井市の地番が載った地図(地図の種類や名称、精度は問わない)で、2023年中の登記異動反映済の電磁的記録(shapeデータを優先的に対象とする)。ただし、電磁的記録が存在しない場合は電磁的記録でないものも含む。 字界、字名、家屋位置、測地成果(JGD2000、JGD2011等)、コード表記対照表の情報もあれば対象とする。 ※次回最新版に更新される予定時期についてご回答をお願いします。	令和6年1月1日現在の小金井市内の地番及び筆界等の現況図	公開	資産税課	

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
16	R6.5.23	小金井市内の家屋の位置が確認できるGISデータで最新のものを。 当該データの家屋の所在地情報(敷地地番、所在家屋番号、住居表示等)もあれば対象とする。 ※いつ時点の情報であるか(更新年等)を示して頂きたいです。 ※当該データに属性情報として非開示情報が含まれている場合などは、位置や形状の情報だけでも開示を求めます。 (例えばshapeデータであれば、属性が含まれるdbfファイル以外の、shp・shxファイルのみの開示など)	小金井市内の家屋の位置が確認できるGISデータで最新のものを。	非公開	資産税課	不存在
17	R6.5.23	都市計画道路に関して。委託業務の内容がわかるもの(委託業務の仕様書)。	都市計画道路に関して。委託業務の内容がわかるもの(委託業務の仕様書)。	公開	都市計画課	
18	R6.5.27	小金井市様所管全域に於ける「下水道法に基づく特定施設届出事業場一覧」(最新版)	「下水道法に基づく特定施設届出事業場一覧」(最新版)	公開	下水道課	
19	R6.5.29	仮換地指定状況図 14-2街区 23街区 21街区 17街区 2街区	東小金井駅北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図 ・2街区 ・14-2街区 ・17街区 ・21街区 ・23街区	公開	区画整理課	
20	R6.5.30	下水道課 自費工事申請書 令和〇年〇月〇日付 必要添付書類 案内図、平面図、ます断面図 施工内容表、構造図、掘削承諾書 推進工法参考資料(推進工法の場合) 公共施設の管理者等に関する図面等(開発行程位置指定の場合) 〇月〇日受取分の不足有 掘削承諾書	令和〇年〇月〇日付け、下水道自費工事申請書の添付書類を含め申請者より提出された書類	一部公開	下水道課	2号個人情報 3号法人情報
21	R6.6.4	①小池百合子都知事より「出馬要請」もしくは「応援依頼」とされるものの文書等、物理的実在の請求 ②①について、その判断をするために行なったこん談、会議の詳細とその議事録、メモ等	①小池百合子都知事より「出馬要請」もしくは「応援依頼」とされるものの文書等、物理的実在の請求 ②①について、その判断をするために行なった懇談、会議の詳細とその議事録、メモ等	非公開	広報秘書課	不存在
22	R6.6.7	以下の項目について、その内容がわかる文書の公開を請求します。※数値はすべて2023年度分届け出に係るもの、または2023年度末時点 1 ハローワークに提出した大量離職通知書(提出していない場合はその理由がわかるもの) 2 雇用形態別の職員と離職者の男女別人数 ※離職者数は大量離職通知書と同様の基準でお願いします (雇用形態の区分)常勤職員、再任用職員、任期付き職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員 3 会計年度任用職員の公募/採用状況 ①「公募を経ない再度任用」の上限回数の有無が分かる文書(規則、要綱、その他) ②公募応募者総数(在職者+新規)と採用者総数(在職者+新規)(男女別) ※全体および職種別(例:事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労務職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員、など)・職場別 ③在職者(再度任用の応募者数と不合格者数(男女別)) ※全体および職種別(例:事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労務職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員、など)・職場別 4 離職者への再就職支援措置など ※総務省マニュアルと大量離職通知書の⑦、⑧を踏まえて ①再就職先援助のためにとった措置および再就職支援体制と従事した職員数(男女別) ②再就職先確保の状況(男女別)	①雇用形態別の男女別職員数一覧の写し ②小金井市会計年度任用職員の任用等に関する規則の写し ③小金井市会計年度任用職員採用試験選考状況(令和6年4月1日採用分)の写し	一部公開	職員課	不存在
23	R6.6.7	以下の項目について、その内容がわかる文書の公開を請求します。※数値はすべて2023年度分届け出に係るもの、または2023年度末時点 1 ハローワークに提出した大量離職通知書(提出していない場合はその理由がわかるもの) 2 雇用形態別の職員と離職者の男女別人数 ※離職者数は大量離職通知書と同様の基準でお願いします (雇用形態の区分)常勤職員、再任用職員、任期付き職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員 3 会計年度任用職員の公募/採用状況 ①「公募を経ない再度任用」の上限回数の有無が分かる文書(規則、要綱、その他) ②公募応募者総数(在職者+新規)と採用者総数(在職者+新規)(男女別) ※全体および職種別(例:事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労務職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員、など)・職場別 ③在職者(再度任用の応募者数と不合格者数(男女別)) ※全体および職種別(例:事務職、保育士等、放課後児童指導員、看護師、相談員、技能・労務職員、給食調理員、教員・講師、図書館職員、など)・職場別 4 離職者への再就職支援措置など ※総務省マニュアルと大量離職通知書の⑦、⑧を踏まえて ①再就職先援助のためにとった措置および再就職支援体制と従事した職員数(男女別) ②再就職先確保の状況(男女別)	令和6年度当初採用 小金井市教育委員会会計年度任用職員採用試験選考状況 令和6年度 会計年度任用職員更新結果	一部公開	庶務課	不存在

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
24	R6.6.13	小金井本町2丁目1886-3他(地番)JR高架化市道626号線 道路区域変更告示書類	小金井市本町2丁目1886-3他(地番)JR高架化市道第626号線 道路区域変更告示書類	公開	総務課	
25	R6.6.14	市立保育園の在り方検討委員会公募委員選考に関する市政情報すべて	市立保育園の在り方検討委員会 公募委員選考に関する市政情報すべて	一部公開	保育課	2号個人情報
26	R6.6.14	令和4年(行ウ)第549号 小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件にかかる損害賠償金の支払い及び供託についての市政情報	令和4年(行ウ)第549号 小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件にかかる損害賠償金の支払い及び供託についての市政情報	一部公開	保育課	2号個人情報 3号法人情報
27	R6.6.24	新庁舎建設にかかる事業における石綿に関する調査資料等、それに関わる全て	新庁舎建設にかかる事業における石綿に関する調査資料等、それに関わる全て	非公開	企画政策課	不存在
			小金井市リサイクル事業所等解体アスベスト建材分析結果報告書	公開	ごみ対策課	
28	R6.6.24	生涯学習課が、社会教育委員に発した全ての文書とそれのためにした起案書類日令和6年6月中現在(6/24)までで	生涯学習課が、社会教育委員に発した全ての文書と、それのためにした起案書類(期日:令和6年6月1日～24日)	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
29	R6.6.28	交通対策課所管の駐輪場関連委託業務に関するシルバー側からの見積書に類するもの全て ※最も最近の・年分	「武蔵小金井南第3自転車駐車場外5施設管理業務委託」及び「無料自転車置場整理・誘導及び清掃業務」に関する令和6年度見積書	一部公開	交通対策課	3号法人情報
30	R6.7.1	・キッズスマイルプロジェクト(株)が小金井市で運営する保育園(キッズガーデン)の許認可事務に係る一切の資料 ・上記キッズガーデンへの苦情相談、運営指導に係る一切の資料 ・キッズガーデンにおける不適切な保育に関する情報等、一切の資料 ・キッズガーデンにおける職員の動向(退職、入職)がわかる資料すべて(個人情報情報を除く)	株式会社キッズスマイルプロジェクトが運営する市内保育施設に係る不適切保育等に対する運営指導の記録	一部公開	保育課	2号個人情報
			(1)株式会社Kids Smile Project(以下「当該法人」という。)が運営する市内保育施設に係る保育所設置認可計画承認申請書類及び保育所設置認可申請書類 (2)当該法人が運営する市内保育施設の保育園職員名簿(令和元年度4月～令和6年7月分まで)及び職員の資格証等 (3)当該法人から提出された教育・保育施設等事故報告様式 (4)当該法人から提出された報告書 (5)当該法人が運営する市内保育施設に係る市民等からの問い合わせ対応記録	一部公開	保育課	2号個人情報 3号法人情報 5号
31	R6.7.2	職員に関する評定の書かれているもの勤務評定、考査等、職員の能力について評価するために用いるモノの全て ※全職員は物理的に無理と思われる場合、特定の誰かを指定してその人についてでもよい	人事評価面接シート及び人事評価シート	公開	職員課	
32	R6.7.2	職員名簿	小金井市職員組織表(令和6年4月1日)	公開	職員課	
33	R6.7.2	2024年第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会(=小金井市教育委員会主催)における参加希望者の抽選等、選別にかかる規約、規定、指針、方針の類の書かれているもの	2024年第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会(=小金井市教育委員会主催)における参加希望者の抽選等、選別にかかる規約、規定、指針、方針の類の書かれているもの	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
34	R6.7.2	小監発第2014号の監査結果において請求人が監査請求を行なった書類	小監発第2014号の監査結果において請求人が監査請求を行なった書類	一部公開	監査委員事務局	2号個人情報
35	R6.7.3	2023年中に行なわれた「小金井市民体育祭ゴルフ大会」について ①開催概要、実施要項 ②参加者募集におけるの参加申込の個票および集計したもの ③参加申込者に対して行なった選別の課程のわかるもの(規約、個々の選別結果について理由のわかる証拠、選別結果をまとめたもの) ④大会においてかかった経費、支出および市からの補助金があればそれらを含めた決算書の類(市、小金井市ゴルフ協会、小金井市体育協会など関係する団体におけるそれ) ⑤プレー費(キャディフィー)の価格、ならびに積算根拠、この会費の流れのわかるもの	2023年中に行なわれた「小金井市民体育祭ゴルフ大会」について ①開催概要、実施要項 ②参加者募集におけるの参加申込の個票および集計したもの ③参加申込者に対して行なった選別の課程のわかるもの(規約、個々の選別結果について理由のわかる根拠、選別結果をまとめたもの) ④大会においてかかった経費、支出および市からの補助金があればそれらを含めた決算書の類(市、小金井市ゴルフ協会、小金井市体育協会など関係する団体におけるそれ) ⑤プレー費(キャディフィー)の価格、ならびに積算根拠、この会費の流れのわかるもの	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 不存在
36	R6.7.3	小金井市ゴルフ協会に流れている市からの補助金、委託料など金員等にかかる資料 (体協などのうかいでの金員についても当該協会に流れた資金にかかわるもの)(直近のもの)	小金井市ゴルフ協会に流れている市からの補助金、委託料など金員等にかかる資料 (体協などのうかいでの金員についても当該協会に流れた資金にかかわるもの)(直近のもの)	一部公開	生涯学習課	3号法人情報
37	R6.7.3	2024年第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会における令和6年7月1日～7月3日までにおける申し込み者の個票。 (メール申込みなので、それぞれの到着時刻のわかるもの)	2024年第76回小金井市民体育祭ゴルフ大会における令和6年7月1日～7月3日までにおける申し込み者の個票。 (メール申込みなので、それぞれの到着時刻のわかるもの)	非公開	生涯学習課	不存在

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
38	R6.7.3	☆2024年度市民体育祭(ゴルフ大会)の申込受付台帳の7月3日終了時までの写し。 ※ちなみに定数124人(申込順)は7月1日受付時間内で満たしたとの報告が主催担当の生涯学習課になされているとのこと	2024年度市民体育祭(ゴルフ大会)の申込受付台帳の7月3日終了時までの写し。	非公開	生涯学習課	不存在
39	R6.7.5	社会教育委員〇〇〇〇に社会教育委員としての身分に基づいて市から支出された金員全ての領収書	社会教育委員〇〇〇〇に社会教育委員としての身分に基づいて市から支出された金員全ての領収書	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
40	R6.7.5	平成26年11月に〇〇〇〇〇〇さんと小金井市が締結した第二庁舎取得の売買契約書	小金井大久保ビル等に係る確認書	一部公開	管財課	2号個人情報
41	R6.7.5	市道573号線車輛交通誘導委託についての過去3年間の入札経過と契約書	市道573号線車輛交通誘導委託についての過去3年間の入札経過と契約書	一部公開	管財課	3号法人情報
42	R6.7.8	①小金井ゴルフ協会会員の小金井市民比率 ②①に他市民がなった場合に、体育協会経由で結果的に市からゴルフ協会に流れる金員を了承するための確認、是認、認承などを行った書類	①小金井市ゴルフ協会会員の小金井市民比率 ②①に他市民がなった場合に、体育協会経由で結果的に市からゴルフ協会に流れる金員を了承するための確認、是認、認承などを行った書類	非公開	生涯学習課	不存在
43	R6.7.8	NPO市民の図書館公民館について ①当該NPOを市が採用した経緯がわかるもの ②当該NPOとの委託仕様のわかるもの ③当該NPOと結んだ契約書の類 ④当該NPOとの契約によって、市からNPOに流れる金員の詳細がわかるための資料 ⑤当該NPOの成果を評価した資料	NPO市民の図書館公民館について ②当該NPOとの委託仕様のわかるもの ③当該NPOと結んだ契約書の類	一部公開	管財課	3号法人情報
			NPO法人市民の図書館公民館について ①当該NPOを市が採用した経緯のわかるもの ②当該NPOとの委託仕様のわかるもの ③当該NPOと結んだ契約書の類 ④当該NPOとの契約によって、市からNPOに流れる金員の詳細がわかるための資料 ⑤当該NPOの成果を評価した資料	非公開	図書館	不存在
			①小金井市貫井北センター・東センター運営業務委託プロポーザルの結果通知について 小金井市緑センター運営業務委託公募型プロポーザルの二次審査結果について (当該NPOを市が採用した経緯のわかるもの) ③個人情報取扱責任者及び従業者一覧、誓約書 (当該NPOと結んだ契約書類) ④令和6年度歳出予算差引簿、支出伝票 (当該NPOとの契約によって市からNPOに流れる金員の詳細がわかるための資料) ⑤当該NPOの成果を評価した資料	一部公開	公民館	2号個人情報 3号法人情報
			⑤当該NPOの成果を評価した資料	非公開	公民館	不存在
44	R6.7.9	交通対策課所管の駐輪場関連委託業務に関するシルバー側からの見積書と材料費内訳と事務費(修繕一覧)←できればシルバー特定できるように ※令和元年度～令和6年度	「自転車駐車場管理業務委託」に関する令和2年度から令和6年度までの見積書	公開	交通対策課	
			「自転車駐車場管理業務委託」に関する令和2年度から令和5年度までの事業報告書	公開	交通対策課	
45	R6.7.10	小金井市立南小学校トイレ改修工事金入り内訳書 開示日R6. 6. 21	小金井市立南小学校トイレ改修工事金入り内訳書 開示日R6. 6. 21	公開	建築営繕課	
46	R6.7.11	・シルバー人材センターを指定管理者として契約している駐輪場にかかる契約書	令和3年4月1日付「武蔵小金井南第3自転車駐車場外6施設の管理に関する基本協定書」及び令和6年4月1日付「武蔵小金井南第3自転車駐車場外5施設の管理に関する年度協定書」	一部公開	交通対策課	3号法人情報
47	R6.7.11	市が市民体育祭を委託するにおいて関係団体と交した書類の類	市が市民体育祭を委託するにおいて関係団体と交した書類の類	一部公開	管財課	3号法人情報
			市が市民体育祭を委託するにおいて関係団体と交した書類の類	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
48	R6.7.11	公民館管理関係で、市がシルバー人材センターと交している ①契約関係書類の全て ②公民館管理関係で市がシルバー人材センターに支払っている金員の詳細のわかる資料(シルバー側からの見積書、決算書の類)	公民館管理関係で、市がシルバー人材センターと交している ①契約関係書類の全て	一部公開	管財課	3号法人情報
			①シルバー人材センターからの誓約書(契約関係書類の全て) ②公民館管理関係でシルバー人材センターに支払っている金員の詳細がわかる資料 ・令和6年度歳出予算差引簿 ・支出負担行為兼支出伝票 ・就業報告書 (シルバー人材センター側からの見積書、決算書の類)	一部公開	公民館	2号個人情報 3号法人情報
49	R6.7.16	教育プラン検討会議委員募集についての応募要綱ならびその選定にかかる書類等ならびに起案書	「教育プラン検討会議委員の公募及び選考について」の起案書	公開	庶務課	

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
50	R6.7.16	○年○月「○○○○」職員、虐待通報を致しました。 この件で市が保有している情報。「○○○○」の処分内容を提示してください。	○年○月「○○○○」職員、虐待通報を致しました。 この件で市が保有している情報。「○○○○」の処分内容を提示してください。	非公開	自立生活支援課	不存在
51	R6.7.16	この件で市が保有している情報の提出と、「○○○○」の処分内容を提示してください。	この件で市が保有している情報の提出と、「○○○○」の処分内容を提示してください。	一部公開	自立生活支援課	1号 2号個人情報
52	R6.7.17	指定管理者選定委員会(第50回)の9頁における黒塗り部分の開示	指定管理者選定委員会(第50回)の9頁における黒塗り部分の開示	非公開	企画政策課	1号 3号法人情報
53	R6.7.25	令和6年7月中に社会教育委員とやりとりした文書、書かんのすべてならびに起案書	令和6年7月中に社会教育委員とやりとりした文書、書簡のすべてならびに起案書(期日:6月25日~7月25日)	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
54	R6.7.29	①市民体育祭における市との委託に関する文書類の一切全て(委託の契約書、実施に関して市で行なった会合、交渉における議事録メモなど、委託にかかる金額を積算したものなど…) ②市民体育祭の参1の表における27競技を決めるにあたっての会議など、決定のプロセスのわかる資料 ③市民体育祭においてゴルフ協会と交した個人情報保護に関する書類等(市民体育祭において市として個人情報保護を担保すべき資料)	①市民体育祭における市との委託に関する文書類の一切全て(委託の契約書、実施に関して市で行なった会合、交渉における議事録メモなど、委託にかかる金額を積算したものなど) ②市民体育祭の参1の表における27競技を決めるにあたっての会議など、決定プロセスのわかる資料 ③市民体育祭においてゴルフ協会と交した個人情報保護に関する書類等(市民体育祭において市として個人情報保護を担保すべき資料)	一部公開	生涯学習課	不存在
55	R6.7.31	1、過去5年間の居住実態調査の報告起案	過去5年間(令和元年度~令和6年7月31日)の居住実態調査の報告起案のうち、調査実施開始に係る起案(令和元年度~令和4年度) 居住実態調査の報告起案に係る実態調査結果起案及び調査実施開始起案(令和5年度~令和6年度) 居住実態調査の報告起案に係る実態調査結果起案(令和元年度~令和4年度)	非公開 一部公開 一部公開	市民課 市民課 市民課	不存在 2号個人情報 4号イ 2号個人情報 4号イ
56	R6.7.31	災害対策基本法第49条の4第3項の規定に基づき小金井市長から東京都知事に発した通知書および指定緊急避難場所の指定状況に関する都道府県への通知様式(様式1) 対象期間:平成26(2014)年4月1日から現在まで	・指定緊急避難場所の指定の通知について(別添1-1) ・指定緊急避難場所の指定状況に関する都道府県への通知様式(様式1)	公開	地域安全課	
57	R6.8.1	武蔵小金井南第3自転車駐車場外5施設管理運営業務(見積額)(事業報告書)2種の書類 令和2年度~5年度	武蔵小金井南第3自転車駐車場外5施設管理運営業務に係る見積額及び事業報告書(令和2年度~令和5年度)	一部公開	交通対策課	3号法人情報
58	R6.8.2	滄浪泉園、楽習館委託における個人情報保護にかかる書類と締結の書類、誓約書の類(直近)	小金井市立公園、滄浪泉園緑地及び環境楽習館の指定管理業務に係る個人情報保護書類	一部公開	環境政策課	2号個人情報 不存在
59	R6.8.5	市民がつくる自主講座「ホメオパシー」についてこの講座が公民館主催講座として成立するまでの経緯がわかるもの ・起案書 ・言い出した人がわかるもの(申込書の数) ・講座として認定されるにいたるために行われたことを記録した全ての文書(審議会等の議事録、メモ等) ・小金井そよかぜの会からの個人情報保護に関する誓約書 ・当該講座のHP掲載にかかる書類	・令和6年度市民がつくる自主講座説明会の開催について(起案書) ・市民がつくる自主講座申請書(自主講座の実施申請した人がわかるもの) ・令和6年度市民が作る自主講座に係る承認について(起案書、講座として認定されるにいたるために行われたことを記録したすべての文書(審議会の議事録、メモ等)) ・市ホームページ掲載希望原稿送付 市報8月15日掲載分及び起案書(当該講座のHP掲載にかかる書類)	一部公開	公民館	2号個人情報 3号法人情報 不存在
60	R6.8.6	優先整備路線の検証 第2次検証における都市計画コンサルタント協会の専門家派遣制度について ・専門家派遣要請書など小金井市の要請内容が分かるもの ・都市計画コンサルタント協会が小金井市を採用したことが分かるもの	優先整備路線の検証 第2次検証における都市計画コンサルタント協会の専門家派遣制度について ・専門家派遣要請書など小金井市の要請内容が分かるもの ・都市計画コンサルタント協会が小金井市を採用したことが分かるもの	一部公開	都市計画課	2号個人情報 3号法人情報
61	R6.8.6	シルバーとの駐輪場委託契約において、個人情報保護に関して交換した書面ならびに誓約書の類(令和6年~令和元年)	シルバーとの駐輪場委託契約において、個人情報保護に関して交換した書面ならびに誓約書の類(令和6年~令和元年)	非公開	交通対策課	不存在
62	R6.8.7	公民館管理関係 シルバー人材センターからの誓約書(令和6年度分)	公民館管理関係 シルバー人材センターからの誓約書(令和6年度分)	一部公開	公民館	2号個人情報
63	R6.8.7	公民館の運営において取得した講座参加者の個人データの処置に関する規定ならびに実際的な処理についてわかる資料	公民館の運営において取得した講座参加者の個人データの処置に関する規定ならびに実際的な処理についてわかる資料	非公開	公民館	不存在
64	R6.8.8	令和5年4月1日~令和6年8月8日の期間における市長、副市長、教育長、部長、市議会議員の市議会(本会議、委員会)への欠席(遅参、早退含む)の届け	令和5年4月1日~令和6年8月8日の期間における市長、副市長、教育長、部長、市議会議員の市議会(本会議、委員会)への欠席(遅参、早退含む)の届け	一部公開	議会事務局	2号個人情報
65	R6.8.9	小金井市と小平市がやり取りをした「教師用指導書」に関するやりとりのわかる文書及び電磁的記録一切	小金井市と小平市がやり取りをした「教師用指導書」に関するやりとりのわかる文書及び電磁的記録一切	非公開	学務課	不存在

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
66	R6.8.15	小金井市立公園、緑地等の除草、せんていに関する委託契約書および業者からの見積書、決算書など金員に関する情報のわかるもの ①「上山谷緑地公園」 ②「下山谷の森」 直近から5年分	小金井市立公園、緑地等の除草、せんていに関する委託契約書および業者からの見積書、決算書など金額に関する情報のわかるもの ①「上山谷緑地公園」 ②「下山谷の森」 直近から5年分 「上山谷緑地公園」「下山谷の森」の除草、剪定に関する委託契約書及び事業者からの見積書、決算書など金員に関する情報のわかるものについて直近から5年分	一部公開	管財課	3号法人情報
67	R6.8.15	①市民課が行なった居住実態調査の起案書 ※直近のものとそれの一つ前(2件分について) ②市民課が行なった令和5年度における居住実態調査の件数がわかる資料	①市民課が行った居住実態調査への起案書 ※直近のものとそれの一つ前(2件分について) R6.8.15を基準日として、直近とその前のもの ②市民課が行った令和5年度における居住実態調査の件数がわかる資料	一部公開	市民課	2号個人情報 4号イ 不存在
68	R6.8.15	市民体育祭ゴルフ競技における参加者の市民比率のわかる資料 (申込み個票において市名が確認される部分を公開にて出す...とか)	市民体育祭ゴルフ競技における参加者の市民比率のわかる資料 (申込み個票において市名が確認される部分を公開にて出す...とか)	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
69	R6.8.16	・「附属機関等にかかる広報の徹底および運営について」の事務連絡(令和5年企画政策課発令のもの) ・審議等の提案シートを採用するにあたっての起案書ならびにそれ経緯がわかる文書類(企政→)	・「附属機関等にかかる広報の徹底および運営について」の事務連絡(令和5年企画政策課発令のもの) ・審議等の提案シートを採用するにあたっての起案書ならびにその経緯がわかる文書類	一部公開	企画政策課	不存在
70	R6.8.16	公民館事業「市民がつくる自主講座」に関し ①この事業を設定(発起)するにあたっての起案書、審議会等の議事録、メモの類 ②この事業の制度設計にかかる規定、要綱の類 ③当該事業である「ホメオパシー」(〇〇さん応募)における講座において、募集事務を行なっている〇〇さんの法的位置づけを規定したものならびに個人情報保護に関して規定されたモノ	・小金井市公民館市民がつくる自主講座取扱要領の制定について(起案書)(この事業を設定(発起)するにあたっての起案書、審議会等の議事録、メモの類) ・小金井市公民館市民がつくる自主講座取扱要領(例規類集公開済)(この事業の制度設計にかかる規定、要綱の類) ・令和6年度市民がつくる自主講座募集要項の制定について(起案書)(当該事業である「ホメオパシー」における講座について、募集事務を行っている〇〇さんの法的位置づけを規定したもの)	一部公開	公民館	不存在
71	R6.8.20	令和6年8月16日開催の臨時議会において議題となった、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税の課税ミスについて。 議案書の議会提出前までに市が取得(入手)し、検討に使用した資料(判例、行政事例、他市の事例、専門書、論文、報道などすべて)の一切。	令和6年8月16日開催の臨時議会において議題となった、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税の課税ミスについて。 議案書の議会提出前までに市が取得(入手)し、検討に使用した資料(判例、行政事例、他市の事例、専門書、論文、報道などすべて)の一切(返還不能分(平成12年度から15年度分)の返還方法等についての検討に用いた資料等一式)	非公開	資産税課	不存在
			令和6年8月16日開催の臨時議会において議題となった、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税の課税ミスについて。 議案書の議会提出前までに市が取得(入手)し、検討に使用した資料(判例、行政事例、他市の事例、専門書、論文、報道などすべて)の一切(返還不能分(平成12年度から15年度分)の返還方法等についての検討に用いた資料等一式)	非公開	保険年金課	不存在
72	R6.8.20	仮換地指定状況図 10街区	東小金井駅北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図 ・10街区	公開	区画整理課	
73	R6.8.21	環境政策課書簡の公園緑地除草、せんてい、清掃の表においてその委託先業者のわかる資料(指定管理前もしくは現再委託先)	市立公園緑地の除草、剪定、清掃の表においてその委託先業者のわかる資料	公開	環境政策課	
74	R6.8.23	小金井市立緑小学校校舎改修等工事 小金井市保健センター大規模改修工事 R6年度上記工事にかかる金額入り参考内訳書	小金井市立緑小学校校舎改修等工事 小金井市保健センター大規模改修工事 R6年度上記工事にかかる金額入り参考内訳書	公開	建築営繕課	
75	R6.8.26	「男女平等都市宣言」を採択するにあたっての経緯のわかるもの(議事録、起案書、関連法、規定などあれば)	男女平等都市宣言の制定について (「男女平等都市宣言」を採択するにあたっての経緯のわかるもの(議事録、起案書、関連法規定などあれば))	公開	企画政策課	
76	R6.8.27	直近の社会教育委員選考において委員の居住実態確認として住民票の目的外使用をした時の事実を確認できる書類(起案書、申請書の類など)	直近の社会教育委員選考において委員の居住実態確認として住民票の目的外使用をした時の事実を確認できる書類(起案書、申請書の類など)	一部公開	生涯学習課	2号個人情報

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
77	R6.8.27	2024「小金井市民体育祭ゴルフ大会」において ①参加者募集においての参加申込の個票(電子メール応募なので、それぞれのメール内容のタイムスタンプ、ならびに住所において「市部」のわかるようになっていないもの) ②プレー費(キャディーフィー)の積算根拠ならびに決算のわかるもの ③当該イベントにおける金員にかかる決算のわかるもの	2024「小金井市民体育祭ゴルフ大会」において ①参加者募集においての参加申込の個票(電子メール応募なのでそれぞれのメール内容のタイムスタンプならびに住所において「市部」のわかるようになっていないもの) ②プレー費(キャディーフィー)の積算根拠ならびに決算のわかるもの ③当該イベントにおける金員にかかる決算のわかるもの	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 不存在
78	R6.8.29	2024「小金井市民体育祭ゴルフ大会」における申込み者リスト(市部はマスクされていないもの)	2024「小金井市民体育祭ゴルフ大会」における申込み者リスト(市部はマスクされていないもの)	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
79	R6.8.29	令和6年8月26日開催「市民体育祭ゴルフ競技」における参加申込みにおいて、会員のみ配信されたとする電子メールの文章、内容について	令和6年8月26日開催「市民体育祭ゴルフ競技」における参加申込みにおいて、会員のみ配信されたとする電子メールの文章、内容について	非公開	生涯学習課	不存在
80	R6.9.3	案件番号 2023-00506 業種 下水道施設工事 件名 管きょ更生工事 開札日 2023年10月20日13時30分  ・設計書 ・工種別内訳書 ・内訳書 ・材料品	案件番号 2023-00506 業種 下水道施設工事 件名 管きょ更生工事 開札日 2023年10月20日13時30分 ・設計書、工種別内訳書、内訳書、材料品	公開	下水道課	
81	R6.9.6	教育プラン検討会議の委員選考において ①提出論文の開示 ②選考における得点票の類 ③選考における選考を行なった人間の情報	小金井市教育プラン検討会議公募委員評価点 小金井市教育プラン検討会議委員公募選考基準	一部公開	庶務課	2号個人情報 不存在
82	R6.9.6	ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を認定するにあたっての ①起案書 ②外来生物拡散について問題なしとしたエビデンス資料(法律、指針、科学論文、専門家の意見、会議録等)	ふるさと納税品「ヘラクレスオオカブトムシ」を認定するにあたっての ①起案書 ②外来生物拡散について問題なしとしたエビデンス資料(法律、指針、科学論文、専門家の意見、会議録等)	一部公開	企画政策課	2号個人情報
			ふるさと納税「ヘラクレスオオカブト」を選定するにあたっての (1) 起案書 (2) 外来生物拡散について問題なしとしたエビデンス資料(法律、指針、科学論文、専門家の意見、会議録等)	非公開	環境政策課	不存在
83	R6.9.17	「東小金井駅北口地区設置測量その他作業(単価契約22-2)第4回指示_準拠点測量の成果品のうち、準拠点写真及び準拠点越境図(JR高架線)」及び 「東小金井駅北口地区設置測量その他作業(単価契約23-2)第3回指示_準拠点測量の成果品のうち、準拠点測量図及び写真」のうち24街区に接するもの	「東小金井駅北口地区設置測量その他作業(単価契約22-2)第4回指示_準拠点測量の成果品のうち、準拠点写真及び準拠点越境図(JR高架線)」及び 「東小金井駅北口地区設置測量その他作業(単価契約23-2)第3回指示_準拠点測量の成果品のうち、準拠点測量図及び写真」のうち24街区に接するもの	公開	区画整理課	
84	R6.9.24	ふるさと納税について ①市と「さとふる」ならびに「返礼品提供者」と結んでいる契約書、覚書の類 ②「返礼品」を追加する際における書類のすべて(ネット事業者への返礼品提供者の情報提供等などにかかるもの) ③「返礼品」の納税額に対するネット業者、返礼品提供者への支払額、支払率などのわかる資料(例:ヘラクレスオオカブトムシの場合) ④返礼品提供者が所持もしくは取得したふるさと納税者の個人情報の扱いに対する規約、覚書、誓約書の類	ふるさと納税について ①市と「さとふる」ならびに「返礼品提供者」と結んでいる契約書、覚書の類 ②「返礼品」を追加する際における書類のすべて(ネット事業者への返礼品提供者の情報提供等などにかかるもの) ③「返礼品」の納税額に対するネット業者、返礼品提供者への支払額、支払率などのわかる資料(例:ヘラクレスオオカブトムシの場合) ④返礼品提供者が所持もしくは取得したふるさと納税者の個人情報の扱いに対する規約、覚書、契約書の類のうち②と④について	非公開	企画政策課	不存在
			ふるさと納税について ①市と「さとふる」ならびに「返礼品提供者」と結んでいる契約書、覚書の類 ②「返礼品」を追加する際における書類のすべて(ネット事業者への返礼品提供者の情報提供等などにかかるもの) ③「返礼品」の納税額に対するネット業者、返礼品提供者への支払額、支払率などのわかる資料(例:ヘラクレスオオカブトムシの場合) ④返礼品提供者が所持もしくは取得したふるさと納税者の個人情報の扱いに対する規約、覚書、契約書の類のうち①と③について	一部公開	企画政策課	2号個人情報 3号法人情報

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
85	R6.9.26	令和7年度より使用される中学校教科用図書の採択に関する以下のもの ①調査研究委員会名簿 ②選定調査委員会名簿 ③選定調査委員会(5/17、7/2)の議事録	令和7年度使用教科書(中学校)採択に関する以下のもの ①調査研究委員会名簿 ②選定調査委員会名簿 ③選定調査委員会(5/17、7/2)の議事録	一部公開	指導室	2号個人情報 不存在
86	R6.10.2	2024「小金井市民体育祭ゴルフ大会」において ①参加募集においての参加申込の個票(都市部、年齢、ゴルフ協会員フラグ、J、S、GS、性別、参加事項等既出の一覧表で表示されている部分について黒塗りされていないもの) ②ゴルフ大会における受託事業報告書、決算内容のわかるもの	2024「小金井市民体育祭ゴルフ大会」において ①参加募集においての参加申込の個票(都市部、年齢、ゴルフ協会員フラグ、J、S、GS、性別、参加事項等既出の一覧表で表示されている部分について黒塗りのされていないもの) ②ゴルフ大会における受託事業報告書、決算内容のわかるもの	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
87	R6.10.7	HPV(子宮頸がん)ワクチン接種副反応被害に関する情報すべて 令和3年(2021)度接種、市へ申し立て 令和4年(2022)度健康被害調査委員会開催(2月24日) 令和5年(2023)度国への進達(5月24日) 令和6年(2024)度認定(6月10日) 市から被害者へ通知 庁内検討資料、医師会からの情報、被害者への連絡、通知等	HPV(子宮頸がん)ワクチン接種副反応被害に関する情報すべて ①医療費・医療手当請求書 ②健康被害調査委員会議事録 ③国及び都への進達文書 ④国からの認定通知 ⑤健康被害手帳交付通知 ⑥医療費・医療手当支給決定通知	一部公開	健康課	2号個人情報
88	R6.10.8	2023「小金井市民体育祭ゴルフ大会」において 受託事業報告書、決算内容のわかるもの	2023「小金井市民体育祭ゴルフ大会」において受託事業報告書、決算内容のわかるもの	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
89	R6.10.9	令和7年度中学校教科書採択資料 ・教科書選定調査委員会名簿 ・教科書調査研究委員会名簿(全教科)	・教科書選定調査委員会名簿 ・教科書調査研究委員会名簿(全教科)	一部公開	指導室	2号個人情報
90	R6.10.10	建設工事に係る資材の再資源化に関する申請整理簿(届出書) (解体工事) (期間:令和6年8月1日～令和6年9月上旬)	東京都提供の建設リサイクル法に係る届出情報(令和6年8月1日～令和6年9月上旬分)	一部公開	環境政策課	2号個人情報 3号法人情報
91	R6.10.16	1. 2021年1月～2024年3月末、全市民の年齢・性別・接種日(各回)・接種回数・死亡日(死亡してるなら) 2. 出せない場合は、同期間、死亡した方のみで	2021年1月から2024年3月末に死亡した全市民の年齢・性別・死亡日 1. 新型コロナウイルス感染症予防接種(特例臨時接種)にかかる2021年1月～2024年3月末、全市民の年齢・性別・接種日(各回)・接種回数	非公開 一部公開	市民課 健康課	不存在 不存在
92	R6.10.28	①令和6年度使用小学校用教科書採択教科書調査委員名簿 ②令和7年度使用中学校用教科書採択教科書調査委員名簿	①令和6年度使用小学校用教科書採択教科書調査委員名簿 ②令和7年度使用中学校用教科書採択教科書調査委員名簿	公開	指導室	
93	R6.11.1	①「こがねいパレット実行委員会」の設置にかかる要綱など ②香山リカさんの講座を行うにあたっての実行委員会における議事録 ③「こがねいパレット実行委員会」の委員名簿、選定にかかる要綱、応募資料、選定のプロセスのわかるもの ④今次の香山リカさんの講座にかかる講演料などわかる資料	①「こがねいパレット実行委員会」の設置にかかる要綱など →①「こがねいパレット」実行委員会設置要綱 ※情報公開条例第18条により情報提供いたします。 ②香山リカさんの講座を行うにあたっての実行委員会における議事録 ③「こがねいパレット実行委員会」の委員名簿、選定にかかる要綱、応募資料、選定のプロセスのわかるもの →②第38回「こがねいパレット実行委員募集及び周知について」起案 ③第38回「こがねいパレット実行委員会委員選考結果等について」起案 ④第38回「こがねいパレットの開催について」起案 ④今次の香山リカさんの講座にかかる講演料などわかる資料 →⑤「令和6年度こがねいパレット講師について(依頼)」起案	一部公開	企画政策課	2号個人情報 不存在
94	R6.11.1	令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類の全て	令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類全て 令和6年9月、10月に管財課がシルバー人材センターとやりとりした見積書、契約書	一部公開 一部公開	広報秘書課 管財課	3号法人情報 3号法人情報

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類(見積書) ・はけの森美術館門扉開閉業務(文化推進係) ・美術の森緑地門扉開閉業務(文化推進係) ・上水会館、上之原会館、婦人会館、西之台会館の管理(3種類:集会施設係) ・無人集会施設(8施設)日常清掃委託(3種類:集会施設係) ・東小金井駅開設記念会館窓口委託(3種類:集会施設係) ・4集会施設(上水・上之原・婦人・西之台)日常清掃委託(集会施設係) ・剪定・除草委託(集会施設係)	一部公開	コミュニティ文化課	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類全て(見積書)	一部公開	経済課	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやり取りした文書(見積書)	一部公開	環境政策課	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類の全て	一部公開	ごみ対策課	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類の全て ※請求者への確認により、見積書、補助金関係書類、財務関係書類と特定。	一部公開	介護福祉課	2号個人情報 3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類の全て	一部公開	保育課	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやり取りした文書(見積書、契約書)	一部公開	児童青少年課	3号法人情報
			シルバーピアグリーン管理委託 見積書	一部公開	まちづくり推進課	3号法人情報
			令和7年度における「武蔵小金井南第3自転車駐車場外5施設の管理に関する年度協定書」、「自転車保管所委託業務」、「駅周辺放置自転車監視及び整理委託」及び「自転車置場整理・誘導及び清掃委託」に係る見積書	一部公開	交通対策課	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類(見積書)	一部公開	庶務課	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやり取りした見積書	一部公開	学務課	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類の全て	一部公開	指導室	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類の全て	一部公開	生涯学習課	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類の全て	一部公開	図書館	3号法人情報
			令和7年度分のシルバー人材センターからの見積書(公民館管理運営委託、公民館清掃委託)	一部公開	公民館	3号法人情報
			令和6年9月・10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類全て	一部公開	選挙管理委員会事務局	3号法人情報
			令和6年9月、10月におけるシルバー人材センターとやりとりした文書類の全て	一部公開	議会事務局	3号法人情報
95	R6.11.5	2024年度 小金井市立小学校全校と市立中学校全校の「公立学校施設等の総括表」(1ページ目)	2024年度 小金井市立小学校全校と市立中学校全校の「公立学校施設等の総括表」(1ページ目)	公開	庶務課	
96	R6.11.6	1 優先整備2路線の検証に関して。小金井市が東京都に非開示文書の情報開示を求めた内容や都の返答がわかる資料 2 都のオープンハウス開催に関して。都と小金井市のやりとりがわかる資料	①優先整備路線に関する要請について ②小金井都市計画道路3・4・11号線のオープンハウス開催の説明(議事概要)	公開	都市計画課	
97	R6.11.7	市政情報一部公開決定通知書「小企発第210号」において①について期間を再延長したことに於いて第3者との間でなされた 1) 意見照会書(市→第3者) 2) 意見書(第3者→市)	市政情報一部公開決定通知書において①について期間を再延長したことに於いて第3者との間でなされた(1)意見照会書、(2)意見書	一部公開	企画政策課	3号法人情報
98	R6.11.7	ふるさと納税においてさとふる以外で利用しているネット事業者(伊勢丹、三越?)における ①契約書、覚書の類	ふるさと納税において、さとふる以外で利用しているネット事業者における契約書、覚書の類	一部公開	企画政策課	2号個人情報 3号法人情報
99	R6.11.7	ふるさと納税において「さとふる」「伊勢丹、三越?」を選定するにあたっての決定するにいたるまでのプロセスがわかる資料(議事録、メモ、募集要綱、選定者等がわかる資料、起案書の類)	ふるさと納税において①「さとふる」②「伊勢丹三越?」を選定するにあたっての決定するにいたるまでのプロセスがわかる資料	一部公開	企画政策課	1号 3号法人情報 不存在

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容及び等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
100	R6.11.8	2025年度予算に関し福祉保健部及び子ども家庭部所管事項について各種団体・個人から提出された請願書・要望書類全て	2025年度予算に関し福祉保健部所管事項について各種団体・個人から提出された請願書・要望書類全て	一部公開	地域福祉課	3号法人情報
			2025年度予算に関し福祉保健部及び子ども家庭部所管事項について各種団体・個人から提出された請願書・要望書類全て	公開	自立生活支援課	
			2025年度予算に関し福祉保健部及び子ども家庭部所管事項について各種団体・個人から提出された請願書・要望書類全て	一部公開	健康課	3号法人情報
			2025年度予算に関し福祉保健部及び子ども家庭部所管事項について各種団体・個人から提出された請願書・要望書類全て	公開	介護福祉課	
			2025年度予算に関し福祉保健部及び子ども家庭部所管事項について各種団体・個人から提出された請願書・要望書類全て	非公開	子育て支援課	不存在
			2025年度予算に関し福祉保健部及び子ども家庭部所管事項について各種団体・個人から提出された請願書・要望書類全て	公開	保育課	
			令和7年度予算編成にあたっての要望書(小金井市学童保育連絡協議会)	公開	児童青少年課	
			2025年度予算に関し福祉保健部及び子ども家庭部所管事項について各種団体・個人から提出された請願書・要望書類すべて	非公開	こども家庭センター	不存在
101	R6.11.14	①令和3年度使用中学校教科書採択資料 ・調査研究委員名簿 ・選定調査委員名簿 ②令和6年度使用小学校教科書採択資料 調査研究委員名簿 選定調査委員名簿 ③令和7年度使用中学校教科書採択資料 調査研究委員名簿 選定調査委員名簿	①令和3年度使用中学校教科書採択資料 ・調査研究委員名簿・選定調査委員名簿	一部公開	指導室	2号個人情報
			②令和6年度使用小学校教科書採択資料 ・調査研究委員名簿・選定調査委員名簿			
			③令和7年度使用中学校教科書採択資料 ・調査研究委員名簿・選定調査委員名簿			
102	R6.11.26	社会福祉法人聖ヨハネ会および桜町聖ヨハネホームの関係者を実施したヒアリング資料の一切(2024年度の対応を含めた最新資料、以下の資料を含む) ・同ホームから桜町病院に移った利用者(施設都合の人数を含む)の人数、時期が分かる資料 ・2023～24年度にかけて、職員の退職数および時期が分かる資料(※法人の23年度事業報告書では、介護職員25人看護職員8人が退職したと公表済み。非開示にする理由はないと史料します。) ・令6 1月ごろ市が法人に対し職員の退職理由を改めて分析するよう指示したことに対する法人・施設側からの回答を記載した資料	社会福祉法人聖ヨハネ会および桜町聖ヨハネホームの関係者を実施したヒアリング資料の一切(2024年度の対応を含めた最新資料)	一部公開	介護福祉課	2号個人情報 3号法人情報 不存在
103	R6.12.6	2022年の参議院選挙と、2024年の衆議院選挙について、開票所における開票事務作業のマニュアル類、もしくは開票事務作業に当たる職員への周知文書など、開票事務作業の進め方が分かる文書。	2022年の参議院選挙と、2024年の衆議院選挙について、開票事務作業の進め方が分かる文書。	公開	選挙管理委員会事務局	
104	R6.12.6	『令和6年度学童保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザル』に関する公募対象クラブの内、あかね学童保育所、まえばら学童保育所、みどり学童保育所のプロポーザル結果に関する下記資料。 ①各案件選定順位第一位事業者(社会福祉法人雲柱社、株式会社日本保育サービス、社会福祉法人雲柱社)が提出している企画提案書、見積書、職員採用計画書、職員の育成研修及び健康管理について ②3案件それぞれの結果に関する理由や点数の内訳が分かる資料	『令和6年度学童保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザル』に関する公募対象クラブの内、あかね学童保育所、まえばら学童保育所、みどり学童保育所のプロポーザルの結果に関する下記資料。 ①各案件選定順位第一位事業者(社会福祉法人雲柱社、株式会社日本保育サービス、社会福祉法人雲柱社)が提出している企画提案書、見積書、職員採用計画書、職員の育成研修及び健康管理について ②3案件それぞれの結果に関する理由や点数の内訳が分かる資料	一部公開	児童青少年課	3号法人情報

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容等	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
105	R6.12.9	新型コロナウイルス ①ワクチン接種回数 年度別 R2～R6(4ヶ年) 年代別 0～,10～,20～…100～(11区分) 接種回数別 1回,2回～8回 ②健康被害救済制度の申請数と認定数 年度別 R2～R6 年代別 11区分 ①と同じ ③ワクチン接種による死亡者数 年度別 R2～R6 年代別 11区分①と同じ 接種回数別1回～9回	新型コロナウイルス感染症予防接種にかかる 1 ワクチン接種回数(年度別、年代別、接種回数別)※ワクチン接種回数(年度別)については、市ホームページで公開済みのため、小金井市情報公開条例第18条により情報提供 2 健康被害救済制度の申請数と認定数(年度別、年代別)※上記については、市ホームページで公開済みのため小金井市情報公開条例第18条により情報提供 3 ワクチン接種による死亡者数(年度別、年代別、接種回数別)	一部公開	健康課	不存在
106	R6.12.12	2024年8月および10月に環境政策課から通知していただいた書面のコピーを請求します。 小金井市〇町〇〇〇〇の所有者に対し越境している木の切除をお願いした通知書です。	2024年8月及び11月に小金井市〇町〇〇〇〇にある空家所有者に対し市が送付した文書	一部公開	環境政策課	2号個人情報
107	R6.12.18	社会福祉法人聖ヨハネ会から提出された事故報告書及び添付書類一式	社会福祉法人聖ヨハネ会から提出された事故報告書及び添付書類一式	一部公開	介護福祉課	2号個人情報
108	R6.12.25	2024年度 小金井市立小金井第二小学校と小金井第一中学校の「公立学校施設等の総括表」(施設台帳)の書類一式	2024年度小金井市立小金井第二小学校と小金井第一中学校の「公立学校施設等の総括表」(施設台帳)の書類一式	公開	庶務課	
109	R6.12.26	小企企発第210号の①にかかる「6 公開しない理由」の結論をえるに致るにおけるプロセス全ての記録(会議、庁議、委員会等、こん談などの議事録、上長などの指示があればその指示書、メモ等)特に上にかかることの起案書は必須	小企企発第210号の①にかかる「6 公開しない理由」の結論をえるに致るにおけるプロセス全ての記録	一部公開	企画政策課	2号個人情報 3号法人情報
110	R6.12.27	ふるさと納税に要する経費(添付令和5年度決算資料)における報償費、需用費、役員費、委託料にかかる詳細な内訳、支払先、その金員を規定する約状等などの資料 (・決算の明細書、支払いにかかる領収書の全て、・契約書の類)	ふるさと納税に要する経費(添付令和5年度資料)における、報償費、需用費、役員費、委託料にかかる詳細な、内訳、支払先、その金額を規定する約状等などの資料 (決算の明細書、支払いにかかる領収書の全て、契約書の類)	一部公開	企画政策課	2号個人情報 3号法人情報
111	R7.1.15	令和6年に実施された小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者募集に伴う、選定団体の事業計画書及び年度別収支予算書等の提出書類	令和6年に実施された小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者募集に伴う、選定団体の事業計画書及び年度別収支予算書等の提出書類	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 3号法人情報
112	R7.1.15	令和6年に実施された小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者募集に伴う、選定団体のプレゼンテーション等に使用された資料	小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者募集に伴う、選定団体のプレゼンテーション等に使用された資料	一部公開	生涯学習課	2号個人情報 3号法人情報
113	R7.1.23	選挙公報(小金井市議会議員選挙)印刷 契約番号2-9653-0 入札の仕様書及び参加業者とその入札金額の情報の開示を請求致します。	選挙公報(小金井市議会議員選挙)印刷 契約番号2-9653-0 にかかる入札の仕様書及び参加業者と、その入札金額について	公開	管財課	
114	R7.1.24	桜町聖ヨハネホームで過去10年に発生した高齢者虐待の発生状況や対応状況、その内容がわかる資料一式	桜町聖ヨハネホームで過去10年に発生した高齢者虐待の発生状況や対応状況、その内容がわかる資料一式	非公開	介護福祉課	2号個人情報 3号法人情報
115	R7.1.27	令和6年4月26日開催の東京フットボールクラブ株式会社の株主総会資料	令和6年4月26日開催の東京フットボールクラブ株式会社の株主総会資料	非公開	生涯学習課	3号法人情報
116	R7.1.28	2024年度 小金井市立小金井第二小学校と小金井第一中学校の「施設台帳」の「施設の配置図」	2024年度 小金井市立小金井第二小学校と小金井第一中学校の「施設台帳」の「施設の配置図」	公開	庶務課	
117	R7.2.10	市道第360号線及び緊急対策等道路補修工事(その1)の・工事費総括書(金額入)・工事総括書(金額入)・種別内訳書(金額入)・代価明細表(金額入)・諸経費計算書(金額入)	市道第360号線及び緊急対策等道路補修工事(その1)の・工事費総括書(金額入)・工事総括書(金額入)・種別内訳書(金額入)・代価明細表(金額入)・諸経費計算書(金額入)	公開	道路管理課	
118	R7.2.10	市道第574号線道路補修工事の・工事費総括書(金額入)・工事総括書(金額入)・種別内訳書(金額入)・代価明細表(金額入)・諸経費計算書(金額入)	市道第574号線道路補修工事の・工事費総括書(金額入)・工事総括書(金額入)・種別内訳書(金額入)・代価明細表(金額入)・諸経費計算書(金額入)	公開	道路管理課	
119	R7.2.10	緊急対策等道路補修工事(その2)の・工事費総括書(金額入)・工事総括書(金額入)・種別内訳書(金額入)・代価明細表(金額入)・諸経費計算書(金額入)	緊急対策等道路補修工事(その2)の・工事費総括書(金額入)・工事総括書(金額入)・種別内訳書(金額入)・代価明細表(金額入)・諸経費計算書(金額入)	公開	道路管理課	
120	R7.2.18	1997年に日米両政府が合意した「在日米軍に係る事件、事故発生時における通報手続」に基づいて、防衛省(防衛局)が小金井市に行った米軍人、軍属、家族による刑法犯事件に関する通報の記録のすべて	1997年に日米両政府が合意した「在日米軍に係る事件、事故発生時における通報手続」に基づいて、防衛省(防衛局)が小金井市に行った米軍人、軍属、家族による刑法犯事件に関する通報の記録のすべて	非公開	地域安全課	不存在

## 令和6年度情報公開請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求の内容及び処理状況	対象情報の件名等	決定内容	主管課	備考
121	R7.2.25	<p>下記項目について開示ください。</p> <p>今回のアンケートに関する、コンサルタント会社2社との契約書の内容を開示を求む</p> <p>① この2社の選択基準と正当性を担保を求む</p> <p>②業務委託書に関するすべての事項の開示</p> <p>③ 業務についての報告書の開示</p>	<p>今回のアンケートに関する、コンサルタント会社2社との契約書の内容について、</p> <p>①この2社の選択基準のうち、都市計画道路に関する検証委託にかかる契約執行伺書及び指名選定委員会資料</p> <p>②業務委託書に関するすべての事項のうち、都市計画道路に関する検証委託契約書</p>	一部公開	管財課	3号法人情報
			<p>今回のアンケートに関する、コンサルタント会社2社との契約書の内容について、</p> <p>①この2社の選択基準のうち、専門派遣に関する専門家派遣要請書及び派遣決定通知書</p> <p>②業務委託に関するすべての事項のうち、専門家派遣制度規程</p> <p>③業務についての報告書のうち、派遣レポート及び打合せ結果</p> <p>※③のうち、派遣レポートについては、市ホームページにて公開済のため小金井市情報公開条例第18条より情報提供します。</p>	一部公開	都市計画課	2号個人情報 3号法人情報
122	R7.2.28	<p>下記項目について開示ください。</p> <p>市長の総合的判断について」のp2の2(1)環境にかかる専門家の意見について、理学博士の〇〇〇〇氏に東京都が委託した、道路概略検討の動植物の予測・評価の結果などに関する分析を依頼し、専門家の見地からの意見を聴取したとあるが、その資料の開示を求む。また更に博士の論文も根拠も見当たらず、博士の記載内容を変えて掲載用の文書に変更して載せたとして議員が主張しているが、市側の総務部門も知らないという、〇〇〇〇氏は心外とされている。このような事象は小金井市としてあってはならないことです。今期の件で市長による行動が、市民による〇〇〇〇先生とのコミュニケーションに大きな影響を与えるものではない処理をされたことを担保ください。</p>	<p>下記項目について開示ください。</p> <p>市長の総合的判断について」のp2の2(1)環境にかかる専門家の意見について、理学博士の〇〇〇〇氏に東京都が委託した、道路概略検討の動植物の予測・評価の結果などに関する分析を依頼し、専門家の見地からの意見を聴取したとあるが、その資料の開示を求む。また更に博士の論文も根拠も見当たらず、博士の記載内容を変えて掲載用の文書に変更して載せたとして議員が主張しているが、市側の総務部門も知らないという、〇〇〇〇氏は心外とされている。このような事象は小金井市としてあってはならないことです。今期の件で市長による行動が、市民による〇〇〇〇先生とのコミュニケーションに大きな影響を与えるものではない処理をされたことを担保ください。</p>	非公開	都市計画課	不存在
123	R7.2.28	<p>〇一時検証について、この調査に使用しているAHP(Analytic Hierarchy Process:階層分析法)について</p> <p>① この手法を使用したアンケートについては、優先整備路線の検証について報告書(案)の中に、常に公平性、透明性、公平性を確保するためAHP法により市民意向を踏まえたとしていますが、実際は道路の必要性に重点を置いて、現時点大切な合理性まで踏み込まないと、過去の10年前の道路の必要性の意識が出てきますから結果は当然で、環境問題まで踏み込んでいない結果が出てますから不適切な現状と言わざるを得ない。道路の必要性の検証項目と合理性(環境を含む)検証項目合計アイテムでAHPを実証する必要があることの担保することが必要と考えます。</p> <p>そうありますと、今回の成果は完了してないという事です。</p> <p>②1次検証に係る市民意向調査(重みづけ)</p> <p>ア市民応募者30名、1箇所の設定根拠は何か</p> <p>〇実施として総員90名中52名参加のうち21名の回答しかなく、混乱があったがそれでも成立するのか</p> <p>イ、重みづけ計算方法 〇大項目、中項目は小金井市の課長17名により、重みづけに影響度が高い、一方 市民の影響度は低く抑えられている理由は、課長レベルの回答に重みをもたせれば、あとは何でもなるからということですか。公平性、客観性を満足するのでしょうか。</p> <p>〇p7の2信頼性、透明性及び公平性の確保についての(2)1次検証は不完全、(3)既往アンケート活用や3000人アンケートの実施 令和2年2月、2次検証に関する意向調査等が実施していると書かれているが、どのように反映されているかわからなく、反映されているか不明なので、今回のアンケート調査は市側から、別の日に決めて説明してもらいたい、すなわち、あらゆる条件が適用されるという、AHP法の本来の運用が増えているのかわからない。</p> <p>③まとめ</p> <p>以上から今回のアンケートは適切なAHP法の採用だったと考えられない。</p> <p>A、開示要求を実施し、アンケートの結果は保留すべきです。</p> <p>B、今回のAHP評価については 意思決定法 AHPの世界の木下栄城 名城大学名誉教授 / 飯田洋一 公立東京理科大学 教授の専門家のアドバイスをもらう必要があります。市のやることかわらない。</p> <p>C優先整備計画道路は、武蔵野の自然を守り通すという大切な緑の計画によって東京都に対して中止の要請書を速やかに実施すべきです。</p>	<p>〇一時検証について、この調査に使用しているAHP(Analytic Hierarchy Process:階層分析法)について</p> <p>① この手法を使用したアンケートについては、優先整備路線の検証について報告書(案)の中に、常に公平性、透明性、公平性を確保するためAHP法により市民意向を踏まえたとしていますが、実際は道路の必要性に重点を置いて、現時点大切な合理性まで踏み込まないと、過去の10年前の道路の必要性の意識が出てきますから結果は当然で、環境問題まで踏み込んでいない結果が出てますから不適切な現状と言わざるを得ない。道路の必要性の検証項目と合理性(環境を含む)検証項目合計アイテムでAHPを実証する必要があることの担保することが必要と考えます。</p> <p>そうありますと、今回の成果は完了してないという事です。</p> <p>②1次検証に係る市民意向調査(重みづけ)</p> <p>ア市民応募者30名、1箇所の設定根拠は何か</p> <p>〇実施として総員90名中52名参加のうち21名の回答しかなく、混乱があったがそれでも成立するのか</p> <p>イ、重みづけ計算方法 〇大項目、中項目は小金井市の課長17名により、重みづけに影響度が高い、一方 市民の影響度は低く抑えられている理由は、課長レベルの回答に重みをもたせれば、あとは何でもなるからということですか。公平性、客観性を満足するのでしょうか。</p> <p>〇p7の2信頼性、透明性及び公平性の確保についての(2)1次検証は不完全、(3)既往アンケート活用や3000人アンケートの実施 令和2年2月、2次検証に関する意向調査等が実施していると書かれているが、どのように反映されているかわからなく、反映されているか不明なので、今回のアンケート調査は市側から、別の日に決めて説明してもらいたい、すなわち、あらゆる条件が適用されるという、AHP法の本来の運用が増えているのかわからない。</p> <p>③まとめ</p> <p>以上から今回のアンケートは適切なAHP法の採用だったと考えられない。</p> <p>A、開示要求を実施し、アンケートの結果は保留すべきです。</p> <p>B、今回のAHP評価については 意思決定法 AHPの世界の木下栄城 名城大学名誉教授 / 飯田洋一 公立東京理科大学 教授の専門家のアドバイスをもらう必要があります。市のやることかわらない。</p> <p>C優先整備計画道路は、武蔵野の自然を守り通すという大切な緑の計画によって東京都に対して中止の要請書を速やかに実施すべきです。</p> <p>のうち、都市計画コンサルタント協会の派遣レポート</p>	非公開	都市計画課	不存在
124	R7.2.28	<p>昨年からアンケートに対する検討報告書や意見書を出してですが次の提出データの市側の受け取り後の検討状況がわかりません。</p> <p>① 24.12.23 に市長及び都市計画課長宛に、下記の資料に関する検討結果の提出(添付資料-1)を行った。その受け取り後の検討状況の開示を求む。</p> <p>(24.12.10 優先整備路線の検証について 報告書(案)及び24.12.10 優先整備路線の検証について 資料編(案)についての配布資料について、検討した結果の開示)</p> <p>②24.12.25提出の小金井都市計画道路3・4・11号線の検証に関する意見書(添付資料-2)についての検討結果の開示を求む。</p> <p>③2025.1.19 「小金井3・4・11号線関係住民の会の第7回総会にて小金井市は「優先整備路線の検証についての報告を公表しましたが、レビューした結果は不適切であり、市長は当初からの姿勢を貫かれ優先整備路線の事業化中止を東京都に要請されることを求める。(添付資料-3)についての検討状況の開示を求む。</p> <p>④2025.2.17 「優先整備2路線について、市民への説明なしに東京都に報告しないことを求める申し入れ書」の検討結果の開示(添付資料-4)を求む。</p>	<p>昨年からアンケートに対する検討報告書や意見書を出してですが次の提出データの市側の受け取り後の検討状況がわかりません。</p> <p>① 24.12.23 に市長及び都市計画課長宛に、下記の資料に関する検討結果の提出(添付資料-1)を行った。その受け取り後の検討状況の開示を求む。</p> <p>(24.12.10 優先整備路線の検証について 報告書(案)及び24.12.10 優先整備路線の検証について 資料編(案)についての配布資料について、検討した結果の開示)</p> <p>②24.12.25提出の小金井都市計画道路3・4・11号線の検証に関する意見書(添付資料-2)についての検討結果の開示を求む。</p> <p>③ 2025.1.19 「小金井3・4・11号線関係住民の会の第7回総会にて小金井市は「優先整備路線の検証についての報告を公表しましたが、レビューした結果は不適切であり、市長は当初からの姿勢を貫かれ優先整備路線の事業化中止を東京都に要請されることを求める。(添付資料-3)についての検討状況のうち、市長報告 優先整備路線の検証及び総合的判断についての案件の撤回</p> <p>④ 2025.2.17「優先整備2路線について、市民への説明なしに東京都に報告しないことを求める申し入れ書」の検討結果の開示(添付資料-4)のうち優先整備路線・市長報告の市民説明会</p>	非公開	都市計画課	不存在

## 令和6年度目的外利用等報告内訳

個人情報ファイルの名称等		利用、提供の根拠	件数
個人情報ファイル簿	町会長・自治会長名簿	本人の同意	16
	基幹系住民記録システム	法令に基づく場合	83
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	2
	戸籍情報システム	法令に基づく場合	205
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	8
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	8
	消費生活相談情報	法令に基づく場合	1
	国民健康保険システム	法令に基づく場合	3
		本人の同意	2
	国民年金システム	法令に基づく場合	1
	個人市民税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	20
		本人の同意	11
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
	軽自動車税賦課に関するファイル	法令に基づく場合	4
		本人の同意	1
	固定資産税・都市計画税業務	法令に基づく場合	11
		本人の同意	3
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	6
	収納管理ファイル	本人の同意	4
	滞納整理ファイル	法令に基づく場合	14
	避難行動要支援者支援事業申請書ファイル	法令に基づく場合	7
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）受給者ファイル	法令に基づく場合	2
	物価高騰対策給付金（10万円及び子ども加算5万円）受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	定額減税補足給付金（調整給付）受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	障害福祉サービス等ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
	自立支援医療（精神通院）ファイル	法令に基づく場合	2
	心身障害者福祉手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		本人の同意	1
身体障害者手帳ファイル	法令に基づく場合	3	
	本人の同意	3	
	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	法令に基づく場合	5	
	本人の同意	1	
	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1	
健康増進事業に関するファイル	法令に基づく場合	2	

## 令和6年度目的外利用等報告内訳

個人情報ファイルの名称等		利用、提供の根拠	件数
個人情報ファイル簿	介護保険システム	法令に基づく場合	6
		本人の同意	4
	義務教育就学児医療費助成システム	本人の同意	1
	高校生等医療費助成システム	本人の同意	1
	児童育成手当業務システム	本人の同意	2
	児童手当・特例給付支給業務システム	本人の同意	1
	児童扶養手当システム	本人の同意	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	乳幼児医療費助成システム	本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	ひとり親家庭等医療費助成システム	本人の同意	1
	施設等利用給付システム	本人の同意	1
	保育入所事務ファイル	本人の同意	2
	幼稚園補助金システム	本人の同意	1
	小金井市こども家庭センター相談記録票	法令に基づく場合	1
個人情報取扱登録簿	心身障害者医療費助成受給者ファイル	本人の同意	1
	特別児童扶養手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	2
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局外への提供）	1
	難病者福祉手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	東京都重度心身障害者手当受給者ファイル	法令に基づく場合	1
	愛の手帳ファイル	法令に基づく場合	3
		本人の同意	1
		法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1
	大気汚染医療費助成制度に関するファイル	法令に基づく場合	1
愛育手当台帳	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	1	
東小金井駅北口土地区画整理事業地権者等名簿	法令に基づく場合	1	
その他	職員及び退職者等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	法令に基づく場合	2
		本人の同意	20
	教職員及び講師等の人事・給料・厚生・服務等に係る情報ファイル	法令（条例を含む。）の定める事務等（市長部局内の利用）	5
		統計作成・学術研究の目的、本人の利益、特別の理由による	1
防犯カメラの記録データ	法令に基づく場合	3	
合計			516

## 令和6年度保有個人情報の開示等請求の内容及び処理状況

No.	請求年月日	請求区分	請求に係る保有個人情報等	開示する保有個人情報、請求に係る保有個人情報の名称等	決定内容	主管課
1	R6.4.9	開示	最近2年間で私宛の戸籍の附票及び住民票を本人以外に交付等したか否か、交付等した場合は誰がどのような理由、どのような用紙で請求したのか	住民票の写し等職務上請求書(住民基本台帳法12条の3第2項等による申し出)	部分開示	市民課
2	R6.4.22	開示	精神障害者保健福祉手帳申請時添付の診断書	精神障害者保健福祉手帳申請時添付の診断書	非開示	自立生活支援課
3	R6.5.10	開示	死亡日までの兄の介護度および介護認定年月日	個人情報ファイル簿「介護保険システム」	開示	介護福祉課
4	R6.5.13	開示	母の過去すべての要支援・要介護の認定日の履歴と度合い	個人情報ファイル簿「介護保険システム」	開示	介護福祉課
5	R6.5.16	開示	令和〇年〇月〇日の行政相談で相談した内容と解答	相談票	開示	広報秘書課
6	R6.5.21	開示	〇氏が小金井市子ども家庭センターに相談した一切の記録	請求者(〇)の子の記録	部分開示	子ども家庭センター
7	R6.5.27	開示	子育て支援課の相談記録(全て)	相談記録	開示	子育て支援課
8	R6.5.27	開示	子育て支援課の相談記録(全て)	相談記録	非開示(不存在)	子育て支援課
9	R6.5.29	開示	子ども家庭支援センターの相談記録(全期間)法律相談の記録(全期間)	相談票 請求者の子の記録	開示 部分開示	広報秘書課 子ども家庭センター
10	R6.5.29	開示	子ども家庭支援センターの相談記録(全期間)法律相談の記録(全期間)	相談票 請求者の子の記録	非開示(不存在) 部分開示	広報秘書課 子ども家庭センター
11	R6.6.4	開示	過去すべての要支援・要介護の認定日・有効期間、介護度の履歴	個人情報ファイル簿「介護保険システム」	開示	介護福祉課
12	R6.6.25	開示	〇年〇月～〇年〇月の小金井市立〇学校における〇のいじめ、友達トラブル、不登校に関する、〇学校、小金井市教育委員会、小金井市ある書類全て(メモ、会議録、すべて含む)	〇年〇月～〇年〇月の小金井市立〇学校における〇のいじめ、友達トラブル、不登校に関する、〇学校、小金井市教育委員会、小金井市ある書類全て(メモ、会議録、すべて含む)	部分開示	指導室
13	R6.7.18	開示	〇年〇月に行った法律相談	相談票	開示	広報秘書課
14	R6.7.26	開示	小金井市介護福祉課が保有するシステム画面上の「〇の令和元年度の所得段階区分は第〇である」旨の記載ある右システム画面の写し	個人情報ファイル簿「介護保険システム」	開示	介護福祉課
15	R6.7.31	開示	〇.〇.〇～〇.〇.〇に発行された印鑑証明書(〇〇〇〇〇〇)のりれき(申請書類も含む)	〇.〇.〇～〇.〇.〇に発行された印鑑登録証明書(登録番号〇〇〇〇〇〇)の履歴及び申請書類	開示	市民課
16	R6.8.22	開示	初回認定から現在までの要介護状態区分の推移について確認できる書類「要介護状態」「認定年月日」「認定の有効期間」を確認できる書類	個人情報ファイル簿「介護保険システム」	開示	介護福祉課
17	R6.9.17	開示	〇.〇.〇付で介護福祉課給付担当に送付済の「介護保険利用実績に係る情報請求書」とおり	個人情報ファイル簿「介護保険システム」	開示	介護福祉課
18	R6.10.29	開示	認定調査票(概況調査、基本調査及び特記事項)、主治医意見書、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(状態変更通知書等を)	介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書、認定調査票 介護保険主治医意見書	開示	介護福祉課
19	R6.12.5	開示	私自身が養護者である〇について、私が〇における虐待疑いを通報した事案に関し、市の対応と法人の報告内容の一切が分かる文書。今後の本人の支援や、精神面を含めた医療に当たって必要な情報であるため、開示を求めます。	請求者が養護者である〇について、請求者が「〇」における虐待疑いを通報した事案に関する保有個人情報	部分開示	自立生活支援課
20	R6.12.9	開示	私自身が養護者である〇について、私が〇における虐待疑いを通報した事案に関し、市の対応と法人の報告内容の一切が分かる文書。今後の本人の支援や、精神面を含めた医療に当たって必要な情報であるため、開示を求めます。	請求者が養護者である〇について、請求者が「〇」における虐待疑いを通報した事案に関する保有個人情報	部分開示	自立生活支援課
21	R6.12.9	開示	(1) 〇氏の要介護認定に係る次の資料 ア 認定調査票 イ 主治医意見書 ウ 介護認定審査会資料 エ 要介護認定及び要支援認定等の審査判定結果 オ 介護認定審査会議事録 (2) 〇氏に対する介護保険給付実績が分かる資料	認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会資料、要介護・要支援認定の審査結果、介護認定審査会議事録、介護保険給付実績	部分開示	介護福祉課
22	R6.12.10	開示	R6, R5年度分の住民税申告書のコピー	令和5年度・令和6年度 市民税・都民税 申告書	開示	市民税課
23	R7.2.20	開示	〇月〇日の行政相談で相談した内容・解答	相談票	開示	広報秘書課
24	R7.3.3	開示	教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書、及び添付書類	教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書及び添付書類	開示	保育課
25	R7.3.7	開示	市民課保有している電子証明書の発行の履歴、依頼者	市民課保有している電子証明書の発行の履歴、依頼者	非開示(不存在)	市民課
26	R7.3.26	開示	兄〇のこれまでの介護度及び介護認定年月日全て	個人情報ファイル簿「介護保険システム」	開示	介護福祉課



令和6年度答申第1号  
令和6年4月12日

審査庁  
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 竹之内 一幸

改正前の小金井市個人情報保護条例第24条第2項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和5年3月31日付け小総総発2047号による下記の諮問について、令和6年4月12日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

保有個人情報一部非公開決定処分取消請求事件（令和4年度第9号）



## 答 申

### 1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和4年11月1日付け保有個人情報一部非公開決定処分（小公子発第516号）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 2 本件審査に至るまでの経緯

#### (1) 個人情報開示請求書

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、令和4年9月15日付けで実施機関に対し保有個人情報開示請求を行った。

#### (2) 開示請求の内容

請求人は、「子ども家庭支援センターにて保有している請求人及び請求人の子に係る情報の全て」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### (3) 特定した保有個人情報

実施機関は、本件請求について、「子ども家庭支援センターにて保有している請求人及び請求人の子に係る情報の全て」（以下「本件情報」という。）を保有個人情報として特定した。

#### (4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報について、本件処分を行った。

#### (5) 審査請求

請求人は、本件情報についての本件処分を不服として、令和5年1月19日付けで審査請求を行った。

#### (6) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、条例第24条第2項に基づき、令和5年3月31日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、実施機関から令和5年2月8日付けの弁明書の提出を受けるとともに、本件情報及び関連資料の提出を受けた。

### 3 請求人の主張要旨

請求人は、一部非公開となっている黒塗り部分について、自分と子どもに関わりある情報であって、児童福祉法第25条の2第2項、条例第16条第3項第1号、第2号及び第3号は非公開とする理由にならないと主張し、本件処分の取消しを求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件情報のうち開示請求を拒否した部分は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）において取り扱われた情報であり、協議会を構成する関係機関は、児童福祉法第25条の5において、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされていることから、条例第16条第3項第1号の「法令の規定により開示しないことが定められているもの」に該当する。

また、当該保有個人情報には、協議会を構成する他の関係機関の情報が含まれていること、及び協議会において非公開を前提に行われる協議会の関係機関相互のやり取り等を開示することにより、関係機関の間における協力関係を損ねるおそれがある上、協議中の未成熟な情報等を請求人に開示することにより、請求人に不正確な理解、誤解等の不利益を与えかねず、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援（以下「要保護児童の適切な保護、支援等」という。）という協議会設置の本来の設置目的に基づく職務執行にも著しい支障を生ずるおそれがある。

よって、条例第16条第3項第2号の「開示することにより他の個人情報を漏らすことになること」と及び第3号の「開示することにより実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずることが明らかなもの」に該当することから、請求人が既に了知していると思われる、請求人と処分庁との間で行われた直接的なやり取りを除く情報について、非公開としたと主張する。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、審議の結果、次のとおり判断する。

##### (1) 協議会について

協議会は、要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関であり、協議会においては、関係機関等が連携を取り合うことで要保護児童等に関する情報の共有化が図られている（児童福祉法第25条の2第1項、第2項参照）。

協議会における情報の共有は、要保護児童の適切な保護、支援等を図るためのものであり、地域協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされる（児童福祉法第25条の5）。

##### (2) 条例の定めについて

条例第16条第3項第1号は、「法令の規定により開示しないことが定められているもの」に該当するときは、実施機関は当該保有個人情報を開示

## 写

しないことができると規定している。

条例第16条第3項第2号は、「開示することにより、他の個人情報を漏らすこととなる」ときは、実施機関は当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

条例第16条第3項第3号は、「開示することにより実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずることが明らかなもの」に該当するときは、実施機関は当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

### (3) 本件処分の一部開示の妥当性について

#### ア 条例第16条第3項第1号の該当性について

当審査会が見分したところ、本件情報の非開示部分は、児童福祉法第25条の2の規定する協議会において取り扱われている「相談記録票」（支援記録を含む。以下同じ。）であることが確認できた。

また、前記のとおり、児童福祉法第25条の5は、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとし、これらの者に守秘義務を課している。

「相談記録票」の非開示部分には、請求人の子に関する情報が記載されているところ、請求人と請求人の子は、別人であるから、請求人による本件請求は、児童福祉法第25条の5の守秘義務が解除される「正当な理由」とは認められない。

したがって、条例第16条第3項第1号に該当する。

#### イ 条例第16条第3項第2号を理由とする処分の該当性について

当審査会が見分したところ、「相談記録票」の非開示部分には、請求人の子の心身に関する情報、生活状況等の情報のほか、協議会の構成員の氏名、構成員個人の意見及び構成員個人の言動等であって特定の個人を識別し得る情報が含まれていることが確認できた。よって、条例第16条第3項第2号に該当する。

#### ウ 条例第16条第3項第3号の該当性について

当審査会が見分したところ、非開示部分には、協議会において非公開を前提に行われる関係機関の相互のやり取りの情報や、要保護児童等に関する判断や評価が含まれていることが確認できた。それらを開示することにより、関係機関の間における協力関係を損ねるおそれがある上、関係機関等が要保護児童の法定代理人等から無用な誤解を招くことをおそれ、適切な判断や評価を率直に記載することを差し控えるおそれがあり、要保護児童の適切な保護、支援等が困難になると認められる。

よって、協議会設置の本来の設置目的に基づく公正な職務執行にも著しい支障を生じることが明らかであり、条例第16条第3項第3号に該



当する。

エ 部分開示の可否について

当審査会が見分したところ、本件情報のうち、実施機関が開示を拒否した部分について、開示できる部分と開示できない部分を更に区分することは困難であると認められた。

## 6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。



令和6年度答申第2号  
令和6年4月12日

審査庁  
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 竹之内 一幸

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年8月9日付け小総総発59号による下記の諮問について、令和6年4月12日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

市政情報非公開決定処分取消請求事件（令和5年度第1号）



## 答 申

### 1 審査会の結論

小金井市長（以下「実施機関」という。）が行った令和5年5月12日付け  
市政情報非公開決定処分（小企企発第31号）（以下「本件処分」という。）は  
妥当である。

### 2 本件審査に至るまでの経緯

#### (1) 市政情報公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、小金井市情報公開条例（平成  
14年条例第31号。以下「条例」という。）第9条に基づき、令和5年5  
月9日付けで実施機関に対し、市政情報の公開請求を行った。

#### (2) 公開請求の内容

請求人は、「新庁舎建設設計における免震耐震接合部分の設計図、シミュ  
レーション結果、計算書類など業者から提供された技術資料の全て」の公  
開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### (3) 特定した市政情報

実施機関は、本件請求により、「新庁舎建設設計における免震耐震接合部  
分の設計図、シミュレーション結果、計算書類など業者から提供された技  
術資料の全て」（以下「本件情報」という。）を市政情報として特定した。

#### (4) 実施機関による決定

実施機関は、本件情報について本件処分を行った。

#### (5) 審査請求

請求人は、本件情報についての本件処分を不服として、令和5年6月2  
日付けで審査請求を行った。

#### (6) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、条例第17条第2項に基づき、令和5年8月  
9日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、市長からの諮問に際して、実施機関から令和5年6月21  
日付けの弁明書の提出を受けるとともに、関連資料の提出を受けた。

### 3 請求人の主張要旨

請求人は、本件情報について、免震耐震連結複合構造は、添付の技術論文の  
著者らの主張によれば未踏分野を含んでいる技術であり、技術的懸念がある  
ものに対し多くの研究者、技術者らの多角的な検証を受けるべきものであり、  
また、仮に懸念が無くとも情報は基本的に公開されるべきものであるから、



「今後の入札業務に支障が出る」ことは非公開決定の理由にはならないと主張し、本件処分の取消しを求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

本件情報は、新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設実施設計委託の成果物であり、今後実施予定の新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設工事発注により施工業者を選定する際の設計図書又はその根拠資料となるものである。

本件情報を工事発注に係る入札の公募開始前に公開し、その情報が特定の入札希望者の知るところとなった場合、設計単価等の積算に係る情報を事前に取得して先行的に積算に着手でき、庁舎建設等の小金井市の重要施策に係る工事の入札において求められる技術提案についても事前検討を容易にし、他の入札参加希望者と比較して入札に有利になることは明らかである。この点、地方公共団体は公共工事の入札及び契約において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第3条の規定により、透明性の確保、競争の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保により適正化を図らなければならないところ、本件情報が事前に入手できるとなると入札事務に関して公正かつ適正な執行に著しい支障が生じてしまうこととなる。

また、本件情報が公開されると、将来の同種の事務の公正かつ適正な執行にも支障が生ずることが明らかであり、小金井市の責務である、公共工事の入札及び契約における透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保を図ることができず、当事者としての地位を著しく害することは明らかであるため、条例第5条第4号ウに該当すると主張する。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、審議の結果、次のとおり判断する。

##### (1) 「本件情報」について

当審査会が見分したところ、本件情報には、「新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設工事」に係る詳細な記述がされていることが認められる。

本件情報は、新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設実施設計委託の成果物であり、時期及び方法は未定であるが、新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設工事の契約に係る業者選定資料として使用が予定されているものと認められる。

##### (2) 条例の定めについて

条例第2条第2号は、市政情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録を

## 写

いう。以下同じ。) その他これらに類するもので、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

条例第5条第4号ウは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害することが明らかに認められるもの」を公開しないことができると規定している。

### (3) 本件処分の非公開の妥当性について

#### ア 条例第2条第2号の該当性について

当審査会が見分したところ、実施機関は、本件情報を保有していることが認められた。

#### イ 条例第5条第4号ウの該当性について

当審査会が見分したところ、前記のとおり、本件情報には、「新庁舎・(仮称)新福祉会館建設工事」に係る詳細な記述がされていることが認められ、本件情報は、新庁舎・(仮称)新福祉会館建設工事の契約に係る業者選定資料として使用が予定されているものと認められる。

新庁舎・(仮称)新福祉会館建設工事に係る契約の方法は未定であるが、地方自治法第234条第2項が原則とする一般競争入札となるか、その他の方式となるかを問わず、本件情報が、入札等の業者を選定する手続より前に、特定の事業者が知ることになれば、当該業者が契約を有利に進められるということが認められ、入札の公正性に反し、また入札等を執行する際に適正な事務が妨げられるのみならず、契約の信頼を逸することからも、当事者としての小金井市の地位を著しく害することが明らかである。

よって、本件情報は、条例第5条第4号ウに該当する。

## 6 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。



令和6年度答申第3号  
令和6年4月12日

審査庁  
小金井市長 様

小金井市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 竹之内 一幸

個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて  
準用する同条第1項に基づく諮問について（答申）

令和5年12月28日付け小総総発128号による下記の諮問について、令  
和6年4月12日にて答申が決定しましたので、別紙のとおり送付いたします。

記

保有個人情報不開示等決定処分取消請求事件（令和5年度第4号）



## 答 申

### 1 審査会の結論

小金井市長（以下「市の機関」という。）が行った令和5年10月23日付け保有個人情報不開示等決定処分（小総職発第162号）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 本件審査に至るまでの経緯

#### (1) 保有個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和5年10月12日付けで市の機関に対し、〇〇〇課〇〇を分限審査委員会に掛けるよう〇〇課長に求めた事案の経過を知りたいとする内容の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### (2) 市の機関による決定

市の機関は、本件請求について本件処分を行った。

#### (3) 審査請求

請求人は、本件請求についての本件処分を不服として、令和5年11月6日付けで審査請求を行った。

#### (4) 当審査会への諮問及び資料の提出

市長は、当審査会に対して、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき、令和5年12月28日に本件審査請求に係る審査を諮問した。

当審査会は、市長からの諮問に際して、処分庁から令和5年11月24日付けの弁明書及び請求人から令和5年12月5日付けの反論書の提出を受けるとともに、関連資料の提出を受けた。

### 3 請求人の主張要旨

本件開示請求に対し、請求拒否理由として「本委員会の文書の存在については、公正円滑な人事確保に支障を及ぼすおそれがある」と記載があるが、これは本件開示請求を門前払いにしたものであること、また小金井市吏員の不適正、不透明な人事を確保する所業であり、情報公開の流れに逆行することから、本処分のやり直しを求めると主張する。

また、ある大学教授によれば、「知る権利は、憲法21条が保障する表現の自由のコインの裏側であり、知る権利は他者の表現を取得する権利であり、基本的人権の一つである」と言い、請求人は〇〇課長が請求人からの当該被疑職



員による被害通知を受けているから、その顛末を知る権利があると主張する。

#### 4 市の機関の主張要旨

本件処分は、当該職員の職員分限懲戒審査委員会に係る文書の存否を開示した時点で、職員分限懲戒審査委員会に諮問されたかどうか判明してしまう。その結果、どのような事案が諮問相当か処分相当か明らかにすることになり、また、職員の個人情報を開示することになるため、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから法第81条に該当するため、請求を拒否することは妥当であると主張する。

#### 5 審査会の判断

- (1) 法第77条第1項に基づいて開示請求できる情報とは、法第76条第1項に定める「当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報」である。
- (2) 他方、本件において請求人が開示請求を求める情報は、〇〇〇課〇〇を分限審査委員会に掛けるよう〇〇課長に求めた事案の経過を知りたいというものであり、請求人の「自己を本人とする保有個人情報」に該当しない。  
従って、本件請求は法第76条第1項の対象とならない情報の開示を求めるものである。
- (3) また、本件請求は、法第77条第1項第2号の「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載も欠いている。
- (4) よって、本件請求は、不適法な開示請求となり法第82条第2項の規定による不開示の決定を行うこととなる。

市の機関は、請求人が開示請求をした情報は、法第76条第1項の保有個人情報に該当するとした上、法第81条を適用して保有個人情報の存否を明らかにしないとして不開示決定処分をしたものであり、本件処分自体に誤りはない。

#### 6 結論

以上のとおり、市の機関の行った本件処分は「1 審査会の結論」のとおりである。